

令和2年第1回 美里町農業委員会会議録

令和2年1月10日

令和2年第1回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番 奥村 智 3番 永田末廣 4番 善積邦昭 5番 長木一美
6番 松村 新二 7番 田中 豊 8番 吉坂 美佐子 9番 松田政明
10番 吉田美好

欠席委員

欠員 1名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後13時30分

事務局長 こんにちは。只今から令和2年第1回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございます。美里町農業委員会会議規則 第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、5番 長木委員 6番 松村委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1から番号3について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第1号、番号1から番号3について、続けて補足の説明を行います。番号1は、譲渡人が高齢で農地の管理が困難であり、譲受人が農業経営の効率化及び拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号2の補足の説明をいたします。番号2は、譲渡人が町外在住で農地の管理が困難であり、譲受人が農業経営の効率化及び拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号3の補足の説明をいたします。番号3は譲渡人が高齢で農地の管理が困難であり、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、番号1から番号3のいずれも下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号3の補足の説明を終わります。それでは、議案第1号、番号1を議題とし内容の説明を9番 松田委員に求めます。

9番（松田委員）略

会長 以上で議案第1号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第1号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第1号、番号2を議題とし内容の説明を9番 松田委員に

求めます。

9 番（松田委員）略

会長 以上で議案第 1 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 1 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 1 号、番号 3 を議題とし内容の説明を 5 番 長木委員に求めます。

5 番（長木委員）略

会長 以上で議案第 1 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 1 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を事務局に求めます。

事務局 はい。略

会長 以上で議案第 2 号、事業計画変更承認申請の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

5 番（長木委員） はい。質問いたします。添付書類の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの証明願いと、どの様な内容ですか。

事務局 はい。事業実施に当たり、業務上必要な施設であり、周辺農用地への支障等が生じないように十分留意しますので、美里町農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを証明願います。との内容で申請人から美里町長に出されています。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑を打ち切り採決いたします。議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙

手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第2号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について内容の説明を事務局に求めます。

事務局 はい。略

以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第3号の内容説明を終わります。

早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

9番（松田委員）番号2は基盤強化法を利用できる人物ですか。

事務局 確認し、次回、農地法3条か基盤強化法の該当する方で申請されるようにします。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は、番号1は原案どおり決定し、番号2は保留することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。

よって議案第3号は原案どおり決定しました。

次に進みます。

議案第4号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
内容の説明を事務局に求めます。

事務局 はい。農業委員会の法令遵守の申し合わせについて読み上げます。・・・・・・・・・・
なお、この議案につきましては、去年一年間で4件の不祥事が全国で発生したことをうけ、全国農業会議所から熊本県農業会議を通じ、注意喚起及び周知が行われておりますので今回議案として挙げさせていただきました。以上で説明を終わります。

会長 以上で議案第4号の内容説明を終わります。

早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第4号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第4号は原案どおり決定しました。

次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

事務局 何かありませんか？

事務局 はい

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれを持ちまして閉会
させていただきます。有難うございました。

本会議 午後15時00分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印